

【第4部】

人権同和教育に関する諸資料



社会教育における同和教育推進上のチェックポイント

1 社会教育における同和教育の推進施策		チェック
ア	日本国憲法, 教育基本法等の精神に則った基本的人権を尊重する教育や同和教育に関する基本方針が確立されているか。	
イ	教育施策体系の中に, 同和問題を正しく認識し理解を深めるための推進施策が, 体系的に盛り込まれているか。	
ウ	住民一人一人が大切にされる施策や事業, まち宣言, 住民運動等が体系化されているか。	
エ	同和教育を推進・充実するための助成策や事業が実施されているか。	
2 指導態勢		
ア	同和教育の充実を図るため, 社会教育関係者, 社会教育関係団体指導者, 民間有志指導者等の研修機会の拡充を図るなど指導態勢を確立しているか。	
イ	同和教育を推進するため, 指導者を計画的に養成し活用を図っているか。	
ウ	真に同和問題を正しく認識し理解を深めた指導者となるために, 互いに相互研修するシステムを確立しているか。	
3 同和問題に関する啓発活動		
ア	啓発パンフレット・チラシ等による資料を住民に提供しているか。	
イ	立て看板・横断幕等啓発活動を積極的に行っているか。	
ウ	人権週間や花いっぱい運動等住民参加の啓発活動を展開しているか。	
エ	同和問題に関する講演会・研修会等の学習の機会を十分に提供しているか。	
4 社会教育関係団体・学級等における学習活動		
ア	社会教育関係団体や社会教育諸学級・講座等における学習や活動の中に同和問題に関する学習内容が盛り込まれ, 計画的になされているか。	
イ	各種の学習プログラムが蓄積されて, ニーズに対応できるようになっているか。	
ウ	社会教育関係団体や社会教育諸学級・講座等, 個々に応じた学習資料が準備されているか。	
エ	学習した内容が記録され, 生かされているか。	
オ	リーダーに対する指導手引が用意されているか。	
カ	同和教育DVDの活用を図るなど, 学習方法の改善が図られているか。	
5 施設設備の整備と利用促進		
ア	地域の実情に応じた集会所等の設備の整備に努めているか。	
イ	集会所等の利用促進に工夫や改善がなされているか。	
ウ	施設が学習活動や啓発活動の拠点施設の一つとしての役割を果たしているか。	
エ	参考図書や啓発用映像教材が整備されているか。	
6 連携		
ア	企業における同和教育の推進を図るための連携をしているか。	
イ	同和問題に関する団体等との連携により, 同和教育の振興を図っているか。	
ウ	学習グループとの連携により, 同和教育の深化を図っているか。	
エ	子どもが学校で学んできた同和教育に関する学習事項が更に正しく認識されるように, 学校や家庭と連携が図られているか。	
オ	地域の同和教育への理解と認識を深められるように, 自治公民館長等との連携が図られているか。	
カ	啓発活動が効果的になされるよう, 首長部局等との連携を図っているか。	
7 同和問題に関する学習内容		
ア	部落差別に対する合理的認識を深める内容となっているか。	
イ	同和問題の解決に積極的に取り組む内容となっているか。	
ウ	全ての人々が同和問題を自分自身の問題として正しく認識し理解を深める内容となっているか。	
8 社会教育活動		
ア	社会教育における学習内容や活動内容が, 人を人として大切にしているものになっているか。	
イ	社会教育活動を通して, 人権尊重思想の高揚が図られるようになっているか。	
9 その他		
ア	人権に対する住民の声を聞く機会を設けているか。	

講演会・研修会を主催する際の留意点

社会教育における人権学習では、外部講師を活用した講演・講義を計画されることも多いのではないのでしょうか。専門的な知見にふれることで、参加者の関心や意欲を喚起し、学んだ内容をより印象づけるという効果がありますが、人権に関わる内容を扱うことから、配慮が必要な場合があります。

事前

【講師の選定】

- 地域の人権教育推進上の課題を踏まえ、研修や学習のねらいに応じた講師を選定する。
- 選定に当たっては、担当者のみではなく、上司・同僚とも協議し、様々な意見を参考にする。
- 外部講師の招聘に当たっては、関係機関・課、団体等との連携を図る。

【講師との打合せ】

- 研修の学習の趣旨、依頼内容を十分に説明するとともに、講話等での要望を具体的に伝え、ねらいに応じた講話等となるようにする。
- 講話等の内容に応じて、地域の状況や配慮を要する事項等について説明する。
- 当日配布する資料等は、事前に受け取り、内容を確認する。

事中

【研修中】

- 不適切な表現等があった場合は、その場で速やかに対応する。
＜対応例＞
 - ☆ 主催者として
 - ・ 主催者が講師に付箋紙等で知らせ、講師自身がその講話の中で訂正する。
 - ・ 主催者が、講師の了解のもと、講話終了後すぐその場で訂正する。
 - ・ 参加者の不適切な表現等についても同様にその場で訂正する。
 - ☆ 参加者として
 - ・ その場で主催者により訂正されなかった場合は、出席者が主催者に訂正を促す。

事後

【講話等の内容について参加者の受け止めの確認】

- 感想を書かせるなど、参加者の受け止めを確認する。
- 感想等から、間違った認識等があれば、再度、説明する機会を設けたり、学び直しをしたりして、認識を改める機会をもつ。

何より、学習の場であることを踏まえ、その場で「何か気になる発言等は無かったか」参加者全員で確認することが大切です。



広報・啓発活動での留意点

人権のフィルターを通すとは？

役所・教育委員会などから発信する様々な情報について、「人権のフィルターを通す」ということが言われますが、具体的にどのようなことなのでしょう。

フィルター1 正確に

□ 受け手によって解釈が異なるような表現はないか。

→ 大きい、高い、速やかに…など、感覚により差が生じる表現を避け、数値化して具体的にする。(〇〇ぐらいの大きさ、高さ〇〇cm、〇月〇日までに…など)

フィルター2 わかりやすく、適切に

□ 一般住民にとってわかりにくい表現はないか。

→ 役所言葉、法律用語、一般的でない外国語・カタカナ語は、別の表現に言い換える。または、注釈をつける。

→ 難読漢字には、ふりがなをつける。

□ 情報を受け取った人が不快になるような表現はないか。

→ 差別を助長するような表現、偏った価値観を押し付ける表現等がないか、受け手の側に立って考える。

フィルター3 肖像権、プライバシー、個人情報保護

□ 個人に不利益になるような情報が含まれていないか。

→ 写真、氏名、連絡先等の情報は、掲載する前に許諾を得る。



図書館等における史料等の取扱いについて

鹿教社第289号
平成25年3月12日

各市町村教育委員会
生涯学習・社会教育関係主管課長 殿

鹿児島県教育庁社会教育課長

図書館等における史料等の取扱いについて（依頼）

本県の読書活動推進については、日頃から県教育委員会と連携した取組を進めていただいているところです。

図書館における資料の提供については、図書館の自由に関する宣言（日本図書館協会 1954年採択）において、「図書館は資料提供の自由を有し、すべての図書館資料は、原則として国民の自由な利用に供されるべきである。」また「提供の自由は、人権またはプライバシーを侵害するもの等の場合に限り制限されることがある。」とされています。

県立図書館においては、このことを踏まえ、閲覧・貸出等を行っているところですが、所蔵する史料等の中には、人権等への配慮が必要なものもあることから、史料等の閲覧・貸出等に当たっては、改めて人権やプライバシーの保護という視点に立ち、十分な配慮をして対応することとしました。

ついでには、貴管下の図書館等においても、同様の視点に立ち、十分な配慮がなされるようお願いします。

憲法，人権に関する法律等

世界人権宣言（抄）

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、尊厳と権利について平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

（昭和23年12月10日 国連総会採択）

日本国憲法（抄）

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。（省略）

【第3章 国民の権利及び義務】

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。

又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

（昭和22年5月3日施行）

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（抄）

（目的）

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（平成12年12月6日施行）

部落差別の解消の推進に関する法律（抄）

（目的）

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国は、（以下割愛）

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第5条 国は、（以下割愛）

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（平成28年12月16日施行）

世界人権宣言

1948年12月10日採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするために最も重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管理下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそののかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たっては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否定されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表現する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種の若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限のみに服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抜粋）

昭和22年5月3日施行

第3章 国民の権利及び義務

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日施行

(目 的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれにたいする国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

部落差別の解消の推進に関する法律

平成28年12月16日施行

(目的)

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

鹿児島県人権尊重の社会づくり条例

令和4年3月11日施行

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

これは、世界人権宣言にうたわれている理念であり、基本的人権を保障している日本国憲法を理念とするところである。

しかしながら、部落差別をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、性的指向及び性自認等に関する人権問題が依然として存在しており、さらに、インターネット上の誹謗中傷、感染症等に関する差別や偏見など様々な人権問題が生じている。

一人一人があらゆる差別はゆるされないという認識の下、自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解するとともに、人々の多様な在り方を認め合うことが重要である。個人の尊厳や多様性が尊重され、あらゆる差別を生み出さない社会の実現は、私たち県民の願いである。

ここに、私たちは、全ての人の人権が尊重される社会づくりのため、不断の努力を続けることを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、人権尊重の社会づくりに関し、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権尊重の社会づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、人権施策を総合的に推進し、もって全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

（県の責務）

第2条 県は、前条の目的を達成するため、人権尊重の視点に立って県行政のあらゆる分野における施策に取り組むとともに、人権施策を積極的に推進するものとする。

2 県は、人権施策を推進するに当たっては、国、市町村及び関係団体と連携するものとする。

（県民及び事業者の責務）

第3条 県民及び事業者は、自ら人権に対する理解を深めるとともに、家庭、地域、学校、職域その他の様々な場において、全ての人の人権が尊重される社会づくりに寄与し、県が実施する人権施策に協力するよう努めるものとする。

（市町村への要請及び支援）

第4条 県は、市町村に対し、その地域の実情を踏まえた人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する人権施策に協力することを求めるものとする。

2 県は、市町村が実施する人権施策について、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（差別のない社会づくりに向けた取組）

第5条 県、県民及び事業者は、家庭、地域、学校、職域その他の様々な場において、連携協力しながら、あらゆる差別の解消に向けて取り組み、差別のない社会づくりを推進するものとする。

2 県は、差別のない社会づくりを推進するため、国及び市町村と連携協力しながら、人権教育及び人権啓発の実施並びに相談体制の充実に努めるものとする。

(基本計画の策定)

第6条 知事は、人権施策の総合的な推進を図るための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、人権施策を総合的に推進するための具体的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ鹿児島県人権尊重の社会づくり審議会の意見を聴くものとする。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(鹿児島県人権尊重の社会づくり審議会の設置)

第7条 人権施策の総合的な推進に資するため、鹿児島県人権尊重の社会づくり審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 基本計画に関し、前条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 知事の諮問に応じ、人権施策に関する事項に関し、調査審議すること。

3 審議会は、前項各号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、知事に対し、意見を述べることができる。

(審議会の組織等)

第8条 審議会は、人権に関する識見を有する者のうちから知事が任命する委員15人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(審議会の会長及び副会長)

第9条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第10条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の庶務)

第11条 審議会の庶務は、総務部男女共同参画局において処理する。

(委任)

第12条 第7条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会がこれを定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に定められている人権施策の総合的な推進を図るための県の基本的な計画は、この条例の規定により定められた基本計画とみなす。

人権に関する主な週間や記念日等

月	記念日等	月	記念日等
4月	若年層の性暴力被害予防月間	11月	児童虐待防止推進月間
	世界自閉症啓発デー(4/2)		(国・県)女性に対する暴力をなくす運動 (11/12～11/25)
	発達障害啓発週間(4/2～4/8)		鹿児島レッドリボン月間 (11/16～12/15)
5月	児童福祉週間(5/5～5/11)		世界子どもの日(11/20)
6月	男女雇用機会均等月間		女性に対する暴力撤廃の国際デー (11/25)
	外国人労働者問題啓発月間	12月	犯罪被害者週間(11/25～12/1)
	人権擁護委員の日(6/1)		職場のハラスメント撲滅月間
	HIV検査普及週間(6/1～6/7)		いのちの日(12/1)
	らい予防法による被害者の名誉回復 及び追悼の日(6/22)		「いのちの電話」フリーダイヤル週間 (12/1～12/7)
	男女共同参画週間(6/23～6/29)		世界エイズデー(12/1)
	ハンセン病を正しく理解する週間 (6/22を含む日曜日から1週間)		奴隷制度廃止国際デー(12/2)
7月	(県)男女共同参画週間(7/25～7/31)		国際障害者デー(12/3)
8月	(県)人権同和問題啓発強調月間		障害者週間(12/3～12/9)
	世界の先住民の国際デー(8/9)		人権週間(12/4～12/10)
	全国一斉「こども人権110番」強化週間 (夏休み期間明けの前後)		人権デー(12/10)
9月	障害者雇用支援月間		北朝鮮人権侵害問題啓発週間 (12/10～12/16)
	高齢者元気・ふれあい推進月間 (9月～10月)	1月	世界ハンセン病の日(1月最終日曜日)
	自殺予防週間(9/10～9/16)	2月	サイバーセキュリティー月間 (2/1～3/18)
	老人の日(15日)	3月	自殺対策強化月間
	老人週間(9/15～9/21)		国際女性デー(3/8)
	世界アルツハイマーデー(9/21)		国際人種差別撤廃デー(3/21)
	国際平和デー(9/21)		人種差別と闘う人々との連帯週間 (3/21～3/27)
10月	精神保健福祉普及運動		
	国際高齢者デー(10/1)		
	犯罪被害者支援の日(10/3)		

「人権に関する主な週間や記念日等」の機会をとらえて、
人権課題について正しく認識し理解を深める研修を！

社会教育における人権教育資料(R6改訂版)

笑顔でつなぐ 明日への架け橋

～同和問題をはじめとする様々な人権課題の解決に向けて～

発行 鹿児島県教育庁社会教育課

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

TEL 099-286-5339 FAX 099-286-5673

E-mail ed-youth@pref.kagoshima.lg.jp



鹿児島県